

**検索** **いわき労働基準協会**

◎リンクはPCから開けます（スマホやタブレットでは開けない場合があります）

◎ 印刷・配布・転載は自由です  
署長室よりいわきAliosを望む（R05年1月撮影）

## 福島冬季転倒災害防止運動（転ばないでね！）実施中

### 「転倒災害防止」「建設現場」パトロール実施中

#### いわき労働基準監督署長から

下の速報に記載している通り、いわき市内では、依然として重篤な労働災害が発生しています。

この状況を踏まえ、1～2月においても、「建設現場の労働災害防止」「転倒災害防止」を主眼として「署長パトロール」を引き続き実施します。

今回のパトロールの対象は、

- 建設工事現場（道路工事、災害復旧工事（河川等）、木造・鉄骨造建築工事）  
→車両系建設機械災害及び仮設足場墜落災害の防止対策を中心に点検
- 大規模小売店舗  
→バックヤードにおける転倒災害防止対策を中心に点検



**速報**

### 舗装工事現場でドラグ・ショベルと作業員が接触 「作業計画」の策定・周知とKY活動の徹底を

いわき市内の道路舗装工事現場において、ドラグ・ショベルにより旧舗装を路面から剥がし、剥がした舗装材を人力で除去する作業中、作業員がドラグ・ショベルの作業範囲に立ち入ったにもかかわらずオペレーターが機械を前進させたため、ドラグ・ショベルの排土板が被災者の脚部に接触した。災害発生時、ドラグ・ショベルとの接触防止のための誘導は行われていなかった。被災者は現場入場初日だった。



イメージ図  
（職場のあんぜんサイトから引用）

新規入場者安全教育は十分に行われていたか（安衛則第35条）

KY活動が形骸化していなかったか

適切な「作業計画」が策定・周知されていたか（安衛則第155条）

**速報**

### 戸別配達中に民家近くの用水路に転落 外回りの作業には「危険マップ」の作成と周知を

いわき市内において、各戸に配達する作業中、民家に物を配達後、配達用バイクの駐車場所に戻るため民家前から用水路（幅約1.6m、深さ約1.7m）に架けられた橋（幅約80cm）を渡る際、誤って用水路内に転落した。橋には木製の手すりが設けられていたが、脆弱なため、転落時の荷重に耐えられずに破損・落下した。



イメージ図  
（職場のあんぜんサイトから引用）

外回り業務では担当地域別の「危険マップ」を作成し、周知しましょう！  
出発時の点呼で「危険マップ」により「危険個所の注意喚起」を行いましょう！